

11月は「児童虐待防止推進月間」です!

気づくのはあなたと地域の心の目

(平成24年度「児童虐待防止推進月間」標語)



全国的に、児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており特に子どもたちの生命が奪われるなどの、重大な事件も後を絶たない状況にあります。

国はこのような社会状況に対応するために、平成十六年から「児童虐待防止法」が施行された十一月を『児童虐待防止推進月間』と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを全国的に展開しております。

本市におきましては、児童虐待の現状について理解を深めてもらうと共に、防止に向けて市民一人ひとりにへの意識啓発を図ることを目的としまして、『児童虐待防止推進月間パネル展』を左記の通り開催致します。

命の輪をつないでいくために、私達大人に出来ることは何でしょうか? 一緒に考えてみませんか?

「児童虐待防止推進月間パネル展」

日時 11月10日(土)～25日(日)

場所 宜野湾コンベンションセンター

店内三階 フロア

多くの方々参加をお待ちしております。

「児童虐待」は次の4つに分類されます

- ①身体的虐待・・・子どもを殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる等
- ②ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気やケガをしても受診しないなど
- ③心理的虐待・・・言葉によるおどし、無視、夫婦間の暴力を見せるなど
- ④性的虐待・・・子どもへの性交、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど



虐待の通報は援助のスタート

気になる子どもや、子育てに困っている保護者などを発見した場合は迷わず、ご連絡下さい。あなたの勇気ある行動が、子どもの幸せにつながります。

— 通報のポイント —

- ☆子どもの泣き声が気になる。
- ☆不自然な痣がある子、養育放棄されている子がいる。
- ☆子育てに疲れ、養育困難な親や養育者がいる。



☆宜野湾市要保護児童対策地域協議会／じのーんキッズ安心ネット
児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4411 (内線284、285)

☆コザ児童相談所 ☎937-0859

おきなわ子ども虐待ホットライン
☎886-2900
〈月～金／17:30～翌日8:30〉
〈土日・祝祭日／終日受付〉

